

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次		担当課（室）	
○ 令和六年度自衛官第七次募集（自衛官候補生） ○ 収納事務の委託 ○ 特定施設の設置の許可申請 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公 告】 ○ 落札者等の決定 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 ○ 公共測量の実施 ○ 公共測量の終了 ○ 道路の位置の指定 〃 〃 【企業局】 ○ 岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程	危機管理課 国際課 環境管理課 健康推進課 〃 耕地課 道路整備課 〃 デジタル推進課 耕地課 治山課 監理課 〃 建築指導課 〃 施設課	○ 第五百四十七回岡山海区漁業調整委員会の開催 【海区漁業調整委員会】 （県例規集登載）	目次
		海区漁業調整委員会	担当課（室）

◎岡山県告示第四百九十九号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和六年十一月十九日から同年十二月十七日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和六年十二月十八日及び同月十九日のうち、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和六年十二月二十二日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和6年11月15日 岡山県公報 第12652号

◎岡山県告示第五百号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 手数料のうち、四の場所において納付するものの収納の事務
- 三 委託した収入の種類
- 四 岡山県民生活関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第十一号）に基づく一般旅券の発給及び渡航先の追加を申請する者に対する手数料
- 五 委託した者の名称及び所在地
- 六 株式会社電算システム
- 七 岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地
- 八 委託を受けた事務を行う場所等

委託を受けた事務を行う場所（コンビニエンスストア等）	コンビニエンスストア等の本部の名称	コンビニエンスストア等の本部の所在地
セブン－イレブンの店舗	株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八
ローソン、ローソンストア100、ナチュラルローソン、ローソン・スリーエフ及びローソン・ポプラの店舗	株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一一番二号
ファミリーマートの店舗	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二二号
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア及びヤマザキスペシャルパートナーショップの店舗	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号
ミニストップの店舗	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
ポプラ、生活彩家、くらしハウス及びスリーエイトの店舗	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一
セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア及びタイエーの店舗	株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地

五
委託の期間
令和六年四月一日から同年九月三十日まで

MMK設置店（有人型に限る。） の店舗	株式会社しんきん情 報サービス	東京都港区港南一丁目 八番二七号
------------------------	--------------------	---------------------

◎岡山県告示第五百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 ナイカイ塩業株式会社

住 所 岡山県倉敷市児島味野一丁目11番19号

氏 名 取締役社長 野崎 泰彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ナイカイ塩業株式会社

所在地 岡山県玉野市胸上2721番地

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		真空脱水機(1)		同左	
種 類		27－イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設		同左	
能 力		15t／日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		2024 年 12 月		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		2025 年 1 月		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		2025 年 1 月		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続 16 時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	49	118	同左	
	p H	10.1	10.1		
	C O D (mg/L)	12	12		
	S S (mg/L)	1,000	1,000		
	油 分 (mg/L)	0.2	0.2		
	T－N (mg/L)	1.5	1.5		
	T－P (mg/L)	0.5	0.5		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和6年11月15日から同年12月6日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第五百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十一月十五日

指定した医療機関

名称

もとはま薬局

P・A・C訪問看護ステーション日生

所在地

倉敷市児島元浜町七八三―六

備前市日生町日生一四三九―五

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和六年十月一日

令和六年十一月一日

◎岡山県告示第五百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年十一月十五日

指定を辞退した医療機関

名称

アイプラス薬局児島店

所在地

倉敷市児島元浜町七八三―六

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和六年九月三十日

◎岡山県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

宮下東沖新開水路2

非補助土地改良（かんがい排水）事業

三 認可年月日

令和六年十月二十八日

◎岡山県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
加賀郡吉備中央町上竹字ソフタ四一三五番一地内	新	九・八〇 一七・九	一〇・六	一〇・六
加賀郡吉備中央町上竹字ソフタ四一三五番一地内	旧	六・二〇 一〇・七		

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宇戸谷高梁線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市玉川町増原字丸畑三四五番一地从高梁市玉川町増原字下田山二〇番一地先まで	新	七・〇〇 二二・〇	二六〇・四	
高梁市玉川町増原字丸畑三四五番一地从高梁市玉川町増原字下田山二〇番一地先まで	旧	六・〇〇 一七・五		

◎岡山県告示第五百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	宇戸谷高梁線	高梁市玉川町増原字丸畑三四五番一地从先から高梁市玉川町増原字下田山二〇番一地从先まで	令和六年十一月十五日

令和6年11月15日 岡山県公報 第12652号

〔五七四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名
岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務 一式
- 二 契約期間
令和七年一月一日から令和九年十二月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和六年十月二十九日
- 五 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社岡山支店
岡山市北区中山下二丁目一番九〇号
- 六 落札金額
一月当たり五、七五六、一九〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五二三、二九〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和六年九月十七日

〔五七五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 認可年月日

令和六年十一月八日

〔五七六〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号		生 産 事 業 者	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
美作―二	一			
院庄林業株 式会社	氏名又は 名 称	住 所	津山市二宮二―一	製材事業部 久米工場 津山市くめ 字団地五〇 ―六八
			幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	

〔五七七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市中区東川原、西川原及び浜地内	公共測量（基準点測量）	令和六年十一月十三日から令和七年二月二十八日まで

〔五七八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市山地地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量等）	測 量 の 種 類
令和六年十月三十一日	終 了 年 月 日

〔五七九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇六号 令和六年十一月一 日	真庭市多田字四原五〇八番一、五 〇八番四、五〇八番五、五〇八番 五地先水路の一部	六・〇〇	五七・八三

〔五八〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇七号 令和六年十一月六 日	苫田郡鏡野町吉原字荒神元六八四 番九、六八四番一〇、六八四番一 五	六・〇〇	五二・一七

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十一月十五日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

岡山県営電気事業保安規程（昭和六十二年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び検査」を「検査及びサイバーセキュリティの確保」に、「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

「第四章 電気工作物の巡視、点検及び検査」を「第四章 電気工作物の巡視、点検、検査及びサイバーセキュリティの確保」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティの確保）

第十三条の二 電気工作物の保安を確保するため、一般社団法人日本電気協会の定める「電力制御システムセキュリティガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための適切な処置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十七回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和六年十一月十五日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和六年十一月二十六日（火）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 委員会指示について

第二号議案 岡山県資源管理方針の一部変更について

第三号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

第四号議案 岡山海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について